

平成30年度第1回実行組合委員会議事録

日 時 平成30年4月13日（金）午後1時から午後1時50分

場 所 役場2階会議室1

出席者 西之町：石黒英子委員、名栗：岡島 晃委員、大門：小出強司委員、
青塚：柴田丁白委員、伊勢山：石黒真史委員、新町南：伊藤 勲委
員、新町北：鈴木正文委員、中之町：戸田正光委員、新田第1：安
藤 宰委員、新田第2：稲垣信義委員、下青山：坪井善樹委員、中
稲：小出 茂委員、九十野：河村活敏委員、上西：坪井 淳委員、
上東：岩村武洋委員

欠席者 なし

当 局 服部町長、佐藤産業建設部長、井戸建設課長、早川係長、柴田主任、
霜越主事

議題

- (1) 実行組合委員職務範囲について
- (2) 実行組合委員の年間予定表について
- (3) 補助金の支払いについて
- (4) 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の
取りまとめについて
- (5) その他

会議資料

名簿

- 資料No.1 実行組合委員職務範囲について
資料No.2 実行組合委員の年間予定表について
資料No.3 補助金等の支払について
資料No.4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りま
とめについて（依頼）

議事内容

司会 (課長)	<p>本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今より、平成30年度第1回の実行組合委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、司会進行をさせていただきます建設課長の井戸です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、初めに町長から新しく実行組合委員になら</p>
------------	---

	れます皆様に、委嘱状の交付を行います。席の方へお伺いし、委嘱状をお渡ししますのでよろしくお願ひします。
町長	(委嘱状交付)
司会	ありがとうございました。それでは続きまして町長より、皆様に挨拶を申し上げます。
町長	<p>皆様方こんにちは。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。只今、委嘱状をお渡しさせていただきました。日頃より町行政にご理解ご協力いただきましてありがとうございました。転作の補助が終わりまして現地確認も今年度からはないということでございます。しかしながら、水田実施計画のとりまとめや、農家さんとの連絡等でご苦勞をおかけすると思っております。豊山町農業に更なるご尽力いただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、この会議が済みましてから愛知県農業共済組合の連絡会議がございます。続きになりますけど、ご協力の程よろしくお願ひ致しまして私の挨拶とさせていただきます。</p>
司会	次に事務局職員の自己紹介をいたします。
	(部長、課長、係長、担当の順に自己紹介)
司会	<p>次に配布資料の確認をお願いします。</p> <p>まず、本日の①会議次第、②資料1 実行組合委員職務範囲(ホチキス止め3枚もの)、③資料2 平成30年度実行組合委員会年間予定表、④資料3 補助金等の支払について(ホチキス止め8枚もの)、⑤資料4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて(依頼)(ホチキス止め4枚もの)、⑥青い袋 各農家さんに配っていただく水田実施計画が入っています。以上ですが漏れはないでしょうか。</p> <p>また、名簿も作成しておりますが、皆様にご異議がなければ、配布したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声)
事務局	(名簿配布)
司会	<p>それでは、議題1の「実行組合委員の職務」と、「町の公式ホームページ」について、説明させていただきます。</p> <p>まず、実行組合委員の職務について、資料1の2枚目以降の豊山町町政協力委員設置条例と規則により、ご説明申し上げます。</p> <p>この、条例・規則は、本日皆様に委嘱しました「実行組合委員」の職務、身分の根拠を定めたものでございます。</p>

	<p>2 ページの真ん中の少し下ほどになります、第4条の2の「実行組合委員は、農業に関する広報活動及び調査」が、実行組合員の具体的な職務になります。</p> <p>また、実行組合委員の身分は、豊山町の非常勤特別職となっています。</p> <p>続きまして、2枚目の裏のページの上から5段目の「守秘義務」について、ご説明します。</p> <p>皆様方が「実行組合委員」として得られた情報については、他の人に漏洩してはならないということです。</p> <p>また、実行組合委員を辞められた後も、これらの情報は漏らしてはいけなくなっていますので、よろしくお願い致します。</p> <p>なお、実行組合委員の職務の内容は、規則の第3条のとおりとなっています。</p> <p>(規則第3条朗読)</p> <p>続きまして、公式ホームページに関することについて、若干説明させていただきます。</p> <p>この、ホームページに掲載する内容については、町は運用指針を定めて実施しています。</p> <p>まず、今日、開催されます実行組合委員会の会議内容をホームページに掲載させていただきます。つきましては、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、ホームページの議事録には、今日の会議に出席された方の名簿を掲載させていただきます。なお、会議では発言された方の名前は、「非公表」とさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題(2)の実行組合委員の年間予定表について、議題(3)補助金の支払については関連がありますので、事務局から一括して説明いたします。</p>
事務局	(議題(2)から議題(3)について説明)
司会	ご質問等ございませんか。
A委員	守秘義務とはどのようなことを言うのでしょうか。
事務局	実行組合委員として知り得た情報についてです。
A委員	補助金、助成金の申請書は何か活動内容を記入して提出するのでしょうか。
事務局	申請書には活動内容を記載する欄がございませんので記入の必要はありません。
A委員	補助員を選ぶ基準はありますか。
事務局	特に基準と呼ばれるものはございませんが、農家の方をお願いします。
A委員	世帯主でなくてもよいのでしょうか。

事務局	世帯主以外でも大丈夫です。
B 委員	補助員が実際をお願いしている数より少ない補助しか出ないのですが。
事務局	補助をうまく分けていただきたい。
司会	それでは、次に議題（４）の水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて説明いたします。
事務局	（議題４について説明）
司会	ただ今の説明の中でご質問等ございましたらお受けいたしたいと思います。ございませんでしょうか。
C 委員	水田実施計画については農家さんから回収したものはきちんと書かれているかを確認した方がよいのでしょうか。
事務局	内容についてはこちらで確認するので封筒は開けないでいただきたい。
D 委員	水田実施計画は補助員に手伝ってもらってもよいのでしょうか。
事務局	協力を依頼しても大丈夫です。
E 委員	減反の補助がなくなったということだが、今後減反をしなくてよいということか。
事務局	国が減反政策を廃止し、目標面積の配分をなくしたが、愛知県ではいきなり目標面積をなくすと農家さんが混乱するとし、今まで通り目標の目安を配分している。
A 委員	詳しいことは豊山町に確認していただくということでしょうか。
事務局	そのように案内して下さい。
F 委員	減反の対象となるのは何世帯くらいあるのか。あまりに多い場合は説明会が必要となるのではないか。
事務局	豊山町では毎年ほぼないと思っただいてよい。
司会	町からの議題は以上でございますが、説明の中で何か質疑がございましたらお受けいたします。また、委員さんからその他として何かございましたらお受けしたいと思います。
委員	（発言なし）
司会	他にないようですので、以上をもちまして実行組合委員会を終わらせていただきます。 ご苦労さまでした。引き続き、愛知県農業共済組合の連絡員会がありますのでよろしくお願い致します。
	午後 1 時 5 0 分終了